



保険開始日：平成26年10月1日以降

## 普通傷害保険／家族傷害保険

---

### 普通保険約款／特約

#### ご契約のみなさまへ

このたびは、普通傷害保険／家族傷害保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

この冊子（普通保険約款/特約）には、保険契約においてとても重要な内容を記載しています。ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

## 目次

◎傷害保険普通保険約款	1
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	3
◎特約	11
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	11
傷害保険保険料分割払特約（一般用）	11
就業中の危険補償対象外特約	13
日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）	13
通信販売に関する特約（ダイレクト販売用）	19
◎家族傷害保険普通保険約款	21
第1章 用語の定義条項	21
第2章 補償条項	21
第3章 基本条項	23
◎特約	32
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	32
家族傷害保険保険料分割払特約（一般用）	32
就業中の危険補償対象外特約	34
夫婦特約	34
日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）	34
通信販売に関する特約（ダイレクト販売用）	40

# 傷害保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。  
(注) 以下「事故」といいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。  
(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
  - 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
  - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
    - 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
  - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
  - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
  - 被保険者に対する刑の執行
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用消燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

#### 第5条(死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

#### 第6条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる割合}}{\text{別表2に掲げる割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のたとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\frac{\text{加重された後の後遺障害} - \text{既に存在していた身体障害の状態に対応する割合}}{\text{既に存在していた身体障害の状態に対応する割合}} = \text{適用する割合}$$

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

#### 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、

入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \frac{\text{手術の種類に応じた別表4に掲げる倍率 (注)}}{1} = \text{手術保険金の額}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

### 第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 (注) を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

### 第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

### 第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

## 第3章 基本条項

### 第11条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時 (注) に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第12条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げなかったこと、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)

③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げることを妨げた場合

④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることをすすめた場合

⑤ 保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑥ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

### 第13条 (職業または職務の変更に関する告知義務)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も (1) と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく (1) または (2) の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率 (注1) が変更前料率 (注2) よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実 (注3) があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率 (注2) の変更後料率 (注1) に対する

割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(4) (3) の規定は、当社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

#### 第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第15条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

#### 第16条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

#### 第17条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保

険契約を解除することができます。

#### 第19条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

#### 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
  - ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
  - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

## 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。  
（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。  
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。  
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。  
（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規

定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

## 第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。  
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (5) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

## 第26条(事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第27条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第28条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認

を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

### 第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

### 第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第31条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

### 第32条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

### 第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第35条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約の締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名
- （注）以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

### 第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表1 第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

#### 別表2 後遺障害保険金支払区分表

- 眼の障害
  - 両眼が失明した場合 ..... 100%
  - 1眼が失明した場合 ..... 60%
  - 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 ..... 5%
  - 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合 ..... 5%
- 耳の障害
  - 両耳の聴力を全く失った場合 ..... 80%
  - 1耳の聴力を全く失った場合 ..... 30%
  - 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 ..... 5%
- 鼻の障害
  - 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ..... 20%
- 咀嚼く、言語の障害
  - 咀嚼くまたは言語の機能を全く廃した場合 ..... 100%
  - 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残す場合 ..... 35%
  - 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残す場合 ..... 15%
  - 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ..... 5%
- 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状
  - 外貌に著しい醜状を残す場合 ..... 15%
  - 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの<sup>癬</sup>痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残す場合 ..... 3%
- 脊柱の障害
  - 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 ..... 40%
  - 脊柱に運動障害を残す場合 ..... 30%
  - 脊柱に変形を残す場合 ..... 15%
- 腕(手関節以上をいう。、脚(足関節以上をいう。)の障害
  - 1腕または1脚を失った場合 ..... 60%
  - 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 ..... 50%
  - 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 ..... 35%
  - 1腕または1脚の3大関節中の2関節に障害を残す場合 ..... 5%
- 手指の障害
  - 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 ..... 20%
  - 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 15%
  - 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 8%
  - 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 5%

#### 9. 足指の障害

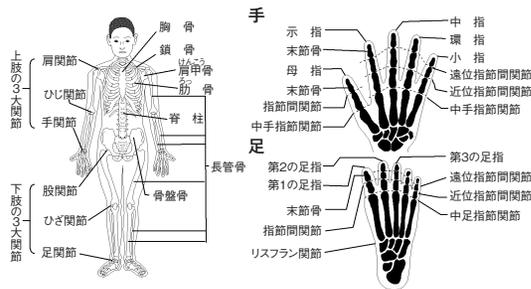
- 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 ..... 10%
- 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 8%
- 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 5%
- 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 3%

#### 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合

100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



#### 別表3 第6条(後遺障害保険金の支払)(5)の後遺障害

- 両眼が失明した場合
- 両耳の聴力を全く失った場合
- 両腕(手関節以上をいう。)を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 両脚(足関節以上をいう。)を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
  3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の図に示すところによります。
  3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

#### 別表4 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く。)	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm <sup>2</sup> 未満は除く。)	20
(2) 癬痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、 <sup>腱鞘</sup> の手術(筋炎手術および <sup>腱鞘炎</sup> 抜術を除く。)	
(1) 筋、腱、 <sup>腱鞘</sup> の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10

対象となる手術	倍率
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	20

対象となる手術	倍率
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） (1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術 (1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20

対象となる手術	倍率
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱鏡血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄鏡血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻鏡血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表6 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（%）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

提出書類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

## 特 約

### クレジットカードによる保険料支払に関する特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	分割保険料、追加保険料等当会社に支払われる保険料を含みます。

#### 第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約により、クレジットカードによるこの保険契約に定められた保険料の支払を承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限ります。

#### 第3条（クレジットカードによる保険料の領収）

保険契約者から保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用された場合、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。

#### 第4条（当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い）

- (1) 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、この特約により、保険契約者にその保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にしがってクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれている場合は、当社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 当社が (1) の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当社にその保険料を払い込んだ場合は、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。
- (3) 当社が (1) の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者がその保険料の払込みを怠った場合（注）には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
（注）当社が、保険契約者に対し (1) の保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (3) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第5条（保険料の返還の特例）

当社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当社は、第3条（クレジットカードによる保険料の領収）の規定により、当社が承認した保険料相当額を領収したものと、保険料を返還します。

### 傷害保険保険料分割払特約（一般用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込日	当社が書面によって通知する第1回分割追加保険料の払込日をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を所定の回数および金額に分割した額をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額をいいます。
未払込分割追加保険料	追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

#### 第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

#### 第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければならない。

#### 第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければならない。
- (2) 当社は、保険契約者が (1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(6) の規定による追加保険料の支払を怠った場合は除きます。  
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払

いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定にかかわらず、被保険者の職業または職務の変更の事実(注)による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)を適用して保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)ただし書の規定が適用されるときは、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)を適用して保険金を支払います。

## 第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

## 第8条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注)「次回払込期日」といいます。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日(注)

(注) (1) ②の「次回払込期日」をいいます。

(3) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

## 第9条(保険料の返還または請求)

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 第10条(追加保険料の分割払に関する特則)

(1) この特則は、当社が前条の規定による追加保険料を請求する場合に、保険契約者がこの特則の適用を申し出て、当社がこれを承認したときに適用されます。

(2) 当社は、この特則により、第6条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、追加保険料について、所定の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

## 第11条(追加保険料の分割払に関する特則-分割追加保険料の払込方法)

保険契約者は、前条の分割追加保険料に次に定める期日までに払

い込まなければなりません。

① 第1回分割追加保険料については、払込日

② 第2回目以降の分割追加保険料については、第1回分割追加保険料の払込日以降に到来する毎月の払込期日

## 第12条(追加保険料の分割払に関する特則-死亡保険金支払の場合の未払込分割追加保険料の払込み)

第10条(追加保険料の分割払に関する特則)の規定にかかわらず、追加保険料の払込みを完了する前に、当社が普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

## 第13条(追加保険料の分割払に関する特則-分割追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(6)の規定による分割追加保険料の支払を怠った場合は除きます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第1回分割追加保険料の払込みがない場合

② 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降分割追加保険料の払込みがない場合

③ 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合

(注)「次回払込期日」といいます。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、第1回分割追加保険料を払い込むべき払込日

② (1) ②による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日

③ (1) ③による解除の場合は、次回払込期日(注)

(注) (1) ③の「次回払込期日」をいいます。

(3) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(4) (1) の規定により、この保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定にかかわらず、被保険者の職業または職務の変更の事実(注)による分割追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)を適用して保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4) および(5)のほか、当社が保険契約条件の変更を承認(注)したことによる分割追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変

更に関する通知義務等の場合) (7) を適用して保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(6)の規定による承認をいいます。

## 就業中の危険補償対象外特約

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間(注)に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 通勤途上を含みません。

## 日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
事故	日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 本人の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
住宅	居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである、他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金額	保険証券に記載された保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

### 第3条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い保険金を支払います。

### 第4条(保険金を支払わない場合-その1)

当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
(注3) 使用済燃料を含みます。  
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条(保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注2)もしくは銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。  
(注2) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。  
(注3) 空気銃を除きます。

### 第6条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者としてします。
  - ① 本人の配偶者
  - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

### 第7条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第12条（支払保険金の計算）（1）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第8条（当会社による援助）

被保険者が事故（注）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

### 第9条（当会社による解決）

（1）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。

- ① 被保険者が事故（注2）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
  - ② 当会社がその事故（注2）に関わる損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- （注1）弁護士を選任を含みます。  
（注2）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合

### 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）事故（注）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明  
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（3）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \boxed{\text{損害賠償額}}$$

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者ならず、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① （2）④に規定する事実があった場合
  - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（7）（6）②または③に該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

### 第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	費用の内容
① 損害防止費用	第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第16条（事故発生時の義務および義務違反）（1）①に規定する、損害の発生および拡大の防止のために要した必要または有益な費用

② 権利保全行使 使手続費用	事故が発生した場合において、被保険者が第16条（事故発生時の義務および義務違反）(1) ④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使のために要した必要または有益な費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

## 第12条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{前条①から③までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} \\
 + \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}
 \end{array}$$

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条④および⑤の費用
- ② 第9条（当会社による解決）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

## 第13条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額（注）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上記のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸付けます。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、

その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ただし書、同条（7）ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 利息を含みます。

(4) (1) の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

(5) 第18条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

## 第14条（先取特権）

(1) この特約にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第15条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第11条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、また、

## 第16条（事故発生時の義務および義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知っ

た場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
  - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
  - ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。  
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
  - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
  - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
  - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
  - ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払いません。
- ① （1）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② （1）②から③までまたは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
  - ③ （1）④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
  - ④ （1）⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第18条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができる。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金の請求書
② 当会社の定める事故状況報告書
③ 死亡に関して支払われる保険金に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関して支払われる保険金に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関して支払われる保険金に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑦ 第3条（保険金を支払う場合）における他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に

違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

かった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第19条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じな

## 第20条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ 事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
⑦ その他当社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当

会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ①から④まで、または同条 (6) ①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	期間
① (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (6) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (6) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6) および (7) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場

合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(6) または (7) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第21条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

## 第22条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第26条（事故の通知）、第27条（保険金の請求）、第28条（保険金の支払時期）および第31条（代位）の規定は適用しません。

## 第23条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読替前	読替後
① 第1条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
② 第1条の表の保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金	この特約第3条（保険金を支払う場合）の保険金
③ 第11条（保険責任の始期および終期）(3) および第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	傷害に対しては	損害に対しては
④ 第12条（告知義務）(3) ⑤	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に
⑤ 第12条（4）	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
⑥ 第12条（5）	発生した傷害	発生した損害
⑦ 第19条（重大事由による解除）(1) ①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ

⑧ 第19条 (3)	傷害 (注1)	損害
⑨ 第30条 (時効)	第27条 (保険金の請求) (1)	この特約第18条 (保険金の請求) (1)

## 第24条 (重大事由による解除の特則)

(1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約 (注1) を解除することができます。

(注1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人 (注2) が該当する場合には、その家族 (注3) に係る部分に限ります。

(注2) 保険証券記載の被保険者をいいます。

(注3) 第6条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者をいいます。

(2) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) (1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、次の損害については適用しません。

① 普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 普通保険約款第19条 (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じたこの特約の規定に基づき保険金を支払うべき損害 (注)

(注) 第11条 (費用) に規定する費用のうち、普通保険約款第19条 (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

## 第25条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 通信販売に関する特約 (ダイレクト販売用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
契約確認画面	契約内容の確認画面をいいます。
契約申込画面	契約情報揭示および入力画面をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、申込書またはインターネット上の契約申込画面の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
通知書	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

保険期間満了日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

## 第2条 (保険契約の申込み)

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して契約意思の表示をすること。
- ③ 当社がインターネット上に掲示する契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信すること。

## 第3条 (保険料および保険料の払込方法)

(1) 前条①の規定により当社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。

(2) 前条②の規定により当社が契約意思の表示を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、申込書兼確認書を保険契約者に送付するものとします。

(3) (2) の規定により当社から申込書兼確認書が送付された場合には、保険契約者は、申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当社の発送日より14日以内に当社に返送するものとします。

(4) 保険契約者により (3) の申込書兼確認書が所定の期間内に当社に返送されない場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、前条の申込みがなかったものとして取り扱います。

(5) 前条③の規定により当社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を明示することにより引受け契約の内容を通知します。

(6) 保険契約者は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面の明示による通知を受け取った場合は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に従って保険料を払い込まなければなりません。

## 第4条 (通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に記載すべき事項)

(1) 通知書または契約確認画面には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ① 保険料およびその払込期限
  - ア. 一時に払い込む場合の保険料およびその払込期限
  - イ. 分割して払い込む場合の第1回分割保険料およびその払込期限
  - ウ. 分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料およびその払込期日

② 払込機関

(2) 申込書兼確認書には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ① 保険料およびその払込期限
  - ア. 一時に払い込む場合の保険料およびその払込期限
  - イ. 分割して払い込む場合の第1回分割保険料およびその払込期限
  - ウ. 分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料およびその払込期日

② 払込機関

③ 当社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項

④ 保険契約者は、申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当会社の発送日より14日以内に当会社に返送するものとする旨の注意事項

(3) 契約確認画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に適用される他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

#### 第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券または保険契約証にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

#### 第6条（保険料不払いによる保険契約の解除）

(1) 当会社は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に記載された保険料（注）の払込期限までに払い込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。

(2) (1) の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

#### 第7条（保険料分割払契約に適用される特約）

保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、傷害保険保険料分割払特約（一般用）を適用します。ただし、この特約と抵触する規定は適用しません。

#### 第8条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の保険期間の末日の属する月の前月10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

(3) 継続契約における当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

#### 第9条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料（注）は、保険証券等記載の金額とします。

（注）保険料を分割して払い込む場合には、分割保険料をいいます。

(2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、保険期間満了日の午後4時までに、当会社が保険契約者に通知する保険料払込方法により払い込むものとします。

(3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、当会社が通知する保険料払込方法により払い込むものとします。

#### 第10条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が、前条（2）の保険料について、保険期間満了日の午後4時以後もその払い込みを怠った場合は、当会社は、保険期間満了日の午後4時以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が、前条（3）の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払い込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害ま

たは損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第11条（継続契約の保険料不払による解除）

(1) 保険契約者が、第9条（継続契約の保険料および払込方法）（2）の継続契約の保険料払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) 保険契約者が、第9条（継続契約の保険料および払込方法）（3）の継続契約の第1回分割保険料について、その保険料を払込むべき払込期日後1ヶ月を経過した後もその払い込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(3) (1) および（2）の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

#### 第12条（継続契約に適用される制度・料率等）

この保険契約に適用した制度、料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度、料率等（注）が改定された日以後第8条（保険契約の継続）（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度、料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

#### 第13条（継続契約に適用される特約）

第8条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第14条（継続契約の告知義務）

(1) 第8条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項および保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第12条（告知義務）の規定の適用については、同条（1）、（2）および（3）②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条（1）、（2）および（3）③から⑤の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」と、同条（3）⑤の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条（3）⑥の規定中「保険契約締結時」とあるのは「保険契約継続時」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかった場合には、当会社は、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定に準じ保険金を削減して支払います。

#### 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

# 家族傷害保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
家族	本人のほか、第5条(被保険者の範囲)(1)①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みません。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

② 保険金を受け取るべき者(注1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。  
ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外

科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

#### 第5条（被保険者の範囲）

- (1) この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

- (2) (1) の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (3) 保険契約締結の後、本人が次条（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次

のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

（注）第18条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

- (4) (3) の事由によって本人が死亡した場合でも、(3) の手続が行われるまでの間、(1) および (2) の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

#### 第6条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(1) または (2) の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(9) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

#### 第7条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表3に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表3に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表3に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表3の1. (3)、(4)、2. (3)、(4)、(4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し (1) から (3) までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表3の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表4のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表3に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害 既に存在していた身体 適用す  
の状態に対応する割合 - の障害に対応する割合 = る割合

- (6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

### 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

入院保険金日額 × 手術の種類に応じた別表5に掲げる倍率（注） = 手術保険金の額

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

### 第9条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表6に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

### 第10条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

### 第11条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

### 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

## 第3章 基本条項

### 第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第14条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げなかったこと、または事実と異なることを告げたことと認められる場合を除きま

す。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
- ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げることを妨げた場合
- ④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることをすすめた場合
- ⑤ 保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ⑥ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第24条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

### 第15条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、本人が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない本人が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた本人がその職業をやめた場合も (1) と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく (1) または (2) の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率 (注1) が変更前料率 (注2) よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実 (注3) があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率 (注2) の変更後料率 (注1) に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

- (4) (3) の規定は、当社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実 (注) があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

- (5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実 (注) に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

### 第16条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 第17条 (保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
  - ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合 (注) に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。
- (注) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

### 第18条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第5条 (被保険者の範囲) (1) に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

### 第19条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第20条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第21条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力 (注) を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過

しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限り、

## 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条 (1) ④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限り、

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限り、

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、

健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限り、

(注) その被保険者に係る部分に限り、

(4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限り、

## 第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第21条（重大事由による解除）(2) ④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から前条 (2) の規定による解除請求があった場合、または本人により同条 (3) に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければならない。ただし、この保険契約において、その本人が第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約（注2）を解除すること。

(注1) 保険契約締結の後、本人が第6条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) その家族に係る部分に限り、

(2) 第21条（重大事由による解除）(2) ④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について同条 (2) に規定する解除を行った場合または前条 (3) の規定により本人が同条 (3) に規定する解除を行った場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第5条（被保険者の範囲）(1) および (2) の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) または (2) の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

## 第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第5条（被保険者の範囲）(3) ①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(2) 保険契約者が (1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第5条（被保険者の範囲）(3) の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(3) 第14条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場

合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (4) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (5) 当社は、保険契約者が（3）または（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (6) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (7) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (8) (1)、(3) および (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (9) (8) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が第6条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

## 第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

## 第28条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第5条（被保険者の範囲）（3）②、第20条（保険契約者による保険契約の解除）または第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表7に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (2) 第14条（告知義務）（2）、第21条（重大事由による解除）（1）または第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- (3) 第21条（重大事由による解除）（2）①または③の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その家族に係る部分に限ります。

## 第29条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第30条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金および手術保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 通院保険金については、その被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表8に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険

金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第31条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門

機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

### 第32条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第29条（事故の通知）の規定による通知または第30条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

### 第33条（時効）

保険金請求権は、第30条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第34条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

### 第35条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。
- (4) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (5) (4)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

- (6) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (7) (6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (8) (2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

### 第36条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとし、ます。

### 第37条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとし、ます。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとし、ます。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとし、ます。

### 第38条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約の締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会(注)に登録することができるものとし、ます。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名
- (注) 以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとし、ます。

- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

### 第39条 (家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第40条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第41条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

### 別表2 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) テストライダーをいいます。
- (注2) 動物園の飼育係を含みます。
- (注3) レフリーを含みます。

### 別表3 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
- (1) 両眼が失明した場合 …………… 100%
  - (2) 1眼が失明した場合 …………… 60%
  - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 …………… 5%
  - (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合 …………… 5%
2. 耳の障害
- (1) 両耳の聴力を全く失った場合 …………… 80%
  - (2) 1耳の聴力を全く失った場合 …………… 30%
  - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 …… 5%

3. 鼻の障害

(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ..... 20%

4. 咀嚼、言語の障害

(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 ..... 100%

(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 ..... 35%

(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 ..... 15%

(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ..... 5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

(1) 外貌に著しい醜状を残す場合 ..... 15%

(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの<sup>かさ</sup>癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 ..... 3%

6. 脊柱の障害

(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 ..... 40%

(2) 脊柱に運動障害を残す場合 ..... 30%

(3) 脊柱に変形を残す場合 ..... 15%

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

(1) 1腕または1脚を失った場合 ..... 60%

(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 ..... 50%

(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 ..... 35%

(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 ..... 5%

8. 手指の障害

(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 ..... 20%

(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 15%

(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 8%

(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 5%

9. 足指の障害

(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 ..... 10%

(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 8%

(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 ..... 5%

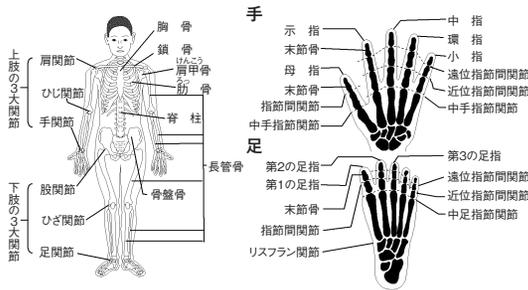
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 ..... 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合

..... 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 第7条（後遺障害保険金の支払）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」についてはこの特約別表3・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm <sup>2</sup> 未満は除く。）	20
(2) 癬痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、 <u>韌帯</u> の手術（筋炎手術および <u>抜釘術</u> を除く。） (1) 筋、 <u>腱</u> 、 <u>韌帯</u> の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、 <u>靭帯</u> の手術（ <u>抜釘術</u> を除く。） (1) 四肢関節観血手術、 <u>靭帯</u> 観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ <u>抜釘術</u> を除く。） (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20

対象となる手術	倍率
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術	40
(1) 指移植手術	
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	20
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	10
(1) 涙嚢摘出術	
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	10
(1) 眼瞼下垂症手術	
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩プルーアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	20
(1) 角膜移植術	
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	10
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10

対象となる手術	倍率
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎顕微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40

対象となる手術	倍率
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 (1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱鏡血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄鏡血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻鏡血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術 (1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表6 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 長管骨または脊柱
- 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス（注）を装着した場合に限ります。
- 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。  
（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。  
注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

別表7 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25

2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表8 保険金請求書類

提出書類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当会社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

# 特約

## クレジットカードによる保険料支払に関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	分割保険料、追加保険料等当会社に支払われる保険料を含みます。

### 第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約により、クレジットカードによるこの保険契約に定められた保険料の支払を承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限りま

### 第3条（クレジットカードによる保険料の領収）

保険契約者から保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用された場合、当会社が、クレジットカード会社へのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。

### 第4条（当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い）

- (1) 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、この特約により、保険契約者にその保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にしがってクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれている場合は、当会社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求できないものとし
  - (2) 当会社が（1）の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当会社にその保険料を払い込んだ場合は、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみな
  - (3) 当会社が（1）の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者がその保険料の払込みを怠った場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し（1）の保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り
- (4)（3）の解除は、将来に向かってのみその効力を生

### 第5条（保険料の返還の特則）

当会社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当会社は、第3条（クレジットカードによる保険料の領収）の規定により、当会社が承認した保険料相当額を領収したものと

## 家族傷害保険保険料分割払特約（一般用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によ

ります。

用語	定義
1家族全員	普通保険約款第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員をい
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をい
払込期日	保険証券記載の払込期日をい
払込日	当会社が書面によって通知する第1回分割追加保険料の払込日をい
分割追加保険料	追加保険料を所定の回数および金額に分割した額をい
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額をい
本人	保険証券の本人欄に記載の者をい
未払込分割追加保険料	追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をい
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をい

### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認

### 第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければ

### 第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払

### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払

### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければ
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（3）または普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）もしくは（8）の規定による追加保険料の支払を怠った場合は除

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り

- (3)（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払
- (4)（3）の規定にかかわらず、本人の職業または職務の変更の事実（注）

による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)を適用して保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)ただし書の規定が適用されるときは、普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)または(9)を適用して保険金を支払います。

#### 第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が1家族全員について普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合(注)「次回払込期日」といいます。

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日(注)  
(注) (1)②の「次回払込期日」をいいます。

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

#### 第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

#### 第10条（追加保険料の分割払に関する特則）

(1) この特則は、当社が前条の規定による追加保険料を請求する場合に、保険契約者がこの特則の適用を申し出て、当社がこれを承認したときに適用されます。

(2) 当社は、この特則により、第6条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、追加保険料について、所定の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

#### 第11条（追加保険料の分割払に関する特則—分割追加保険料の払込方法）

保険契約者は、前条の分割追加保険料を次に定める期日までに払い込まなければなりません。

① 第1回分割追加保険料については、払込日

② 第2回目以降の分割追加保険料については、第1回分割追加保険料の払込日以降に到来する毎月の払込期日

#### 第12条（追加保険料の分割払に関する特則—死亡保険金支払の場合

#### の未払込分割追加保険料の払込み）

第10条（追加保険料の分割払に関する特則）の規定にかかわらず、追加保険料の払込みを完了する前に、当社が1家族全員について普通保険約款第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込分割追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

#### 第13条（追加保険料の分割払に関する特則—分割追加保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(3)または普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)もしくは(8)の規定による分割追加保険料の支払を怠った場合は除きます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第1回分割追加保険料の払込みがない場合

② 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降分割追加保険料の払込みがない場合

③ 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合(注)「次回払込期日」といいます。

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、第1回分割追加保険料を払い込むべき払込日

② (1)②による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日

③ (1)③による解除の場合は、次回払込期日(注)  
(注) (1)③の「次回払込期日」をいいます。

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(4) (1)の規定により、この保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定にかかわらず、本人の職業または職務の変更の事実(注)による分割追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)を適用して保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4)および(5)のほか、本人の変更(注1)が行われたことによる分割追加保険料または当社が保険契約条件の変更を承認(注2)したことによる分割追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)または(9)を適用して保険金を支払います。

(注1) 普通保険約款第5条（被保険者の範囲）(3)①または普通保険約款第23条(1)①の規定による本人の変更をいいます。

(注2) 普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変

更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (8) の規定による承認をいいます。

## 就業中の危険補償対象外特約

当社は、この特約により、本人が、その職業または職務に従事している間 (注) に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 通勤途上を含みません。

## 夫婦特約

### 第1条 (被保険者の範囲)

当社は、この特約により、普通保険約款第5条 (被保険者の範囲)

(1) に規定する被保険者のうち、本人およびその配偶者を被保険者とします。

### 第2条 (当会社の責任限度額)

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

### 第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条 (被保険者の範囲) (3) ①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」とあるのは「新たに本人となる配偶者」
- ② 第18条 (保険契約の失効) の規定中「第5条 (被保険者の範囲) (1) に規定する被保険者」とあるのは「この特約に規定する被保険者」
- ③ 第23条 (本人である被保険者に係る部分の解除の特則) (1) ①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」とあるのは「新たに本人となる配偶者」
- ④ 第26条 (保険料の返還—無効または失効の場合) (2) の規定中「第5条 (被保険者の範囲) (1) に規定する被保険者全員」とあるのは「この特約に規定する被保険者全員」

### 第4条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第10条 (当会社の責任限度額) の規定は適用しません。

## 日常生活賠償責任保険特約 (示談交渉付)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
事故	日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 本人の住宅の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故 ② 被保険者の日常生活 (注) に起因する偶発的な事故 (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
住宅	居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。

他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである、他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金額	保険証券に記載された保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

### 第3条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い保険金を支払います。

### 第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
(注3) 使用済燃料を含みます。  
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産 (注1) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）もしくは銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （注3）空気銃を除きます。

## 第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人の配偶者
  - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1) の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

## 第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第12条（支払保険金の計算）(1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

## 第8条（当会社による援助）

被保険者が事故（注）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

## 第9条（当会社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。
- ① 被保険者が事故（注2）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
  - ② 当会社がその事故（注2）に関わる損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- （注1）弁護士を選任を含みます。
- （注2）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
  - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2) に規定する協力を拒んだ場合

## 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故（注）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して

支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- （注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1) の規定による請求権を行使することはできません。また当会社は(2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2) ④ に規定する事実があった場合
  - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- （注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

## 第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	費用の内容
① 損害防止費用	第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第16条（事故発生時の義務および義務違反）(1) ①に規定する、損害の発生および拡大の防止のために要した必要または有益な費用
② 権利保全行使手続費用	事故が発生した場合において、被保険者が第16条（事故発生時の義務および義務違反）(1) ④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使のために要した必要または有益な費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

## 第12条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{l}
 \left[ \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \\ \left( \begin{array}{l} \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \end{array} \right) \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{前条①から③までの費用} \\ - \\ \left( \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} \end{array} \right) \end{array} \right] = \text{保険金の額}
 \end{array}$$

(2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条④および⑤の費用
- ② 第9条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

## 第13条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社が、1回の事故につき保険証券記載の保険金額（注）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託

託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

（注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書、同条（7）ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

（注）利息を含みます。

(4) (1)の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。

（注）利息を含みます。

(5) 第18条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

## 第14条（先取特権）

(1) この特約にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第15条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第11条（費用）の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

## 第16条（事故発生時の義務および義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知つ

た場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。  
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② (1) ②から③までは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ③ (1) ④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
  - ④ (1) ⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損

害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使用することができます。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金の請求書
②	当会社の定める事故状況報告書
③	死亡に関して支払われる保険金に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④	後遺障害に関して支払われる保険金に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤	傷害に関して支払われる保険金に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑦	第3条（保険金を支払う場合）における他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧	その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第19条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合・日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第20条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ 事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に関する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑦ その他当社が（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合または（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ①から④まで、または同条（6）①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項と

して、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (6) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第21条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権

を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

## 第22条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第29条(事故の通知)、第30条(保険金の請求)、第31条(保険金の支払時期)および第34条(代位)の規定は適用しません。

## 第23条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読替前	読替後
① 第1条(用語の定義)の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
② 第1条の表の保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金	この特約第3条(保険金を支払う場合)の保険金
③ 第13条(保険責任の始期および終期)(3)および第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、(9)	傷害に対しては	損害に対しては
④ 第14条(告知義務)(3) ⑤	第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に	この特約第3条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に
⑤ 第14条(4)	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
⑥ 第14条(5)	発生した傷害	発生した損害
⑦ 第21条(重大事由による解除)(1) ①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑧ 第21条(3)	傷害(注1)	損害
⑨ 第33条(時効)	第30条(保険金の請求)(1)	この特約第18条(保険金の請求)(1)

## 第24条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第21条(重大事由による解除)(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注1)を解除することができます。

(注1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人(注2)が該当する場合には、その家族(注3)に係る部分に限ります。

(注2) 保険証券記載の被保険者をいいます。

(注3) 第6条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた

時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

① 普通保険約款第21条（重大事由による解除）(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 普通保険約款第21条（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じたこの特約の規定に基づき保険金を支払うべき損害（注）

（注）第11条（費用）に規定する費用のうち、普通保険約款第21条（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

## 第25条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 通信販売に関する特約（ダイレクト販売用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
契約確認画面	契約内容の確認画面をいいます。
契約申込画面	契約情報揭示および入力画面をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、申込書またはインターネット上の契約申込画面の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 （注） ① 他の特約に関する事項を含みます。
通知書	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
保険期間満了日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

### 第2条（保険契約の申込み）

当社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができます。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対して契約意思の表示をすること。
- ③ 当社がインターネット上に掲示する契約申込画面に所要の事項を入力し、当社に送信すること。

### 第3条（保険料および保険料の払込方法）

(1) 前条①の規定により当社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。

(2) 前条②の規定により当社が契約意思の表示を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについ

ては、申込書兼確認書を保険契約者に送付するものとします。

(3) (2)の規定により当社から申込書兼確認書が送付された場合には、保険契約者は、申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当社の発送日より14日以内に当社に返送するものとします。

(4) 保険契約者により(3)の申込書兼確認書が所定の期間内に当社に返送されない場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、前条の申込みがなかったものとして取り扱います。

(5) 前条③の規定により当社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を明示することにより引受契約の内容を通知します。

(6) 保険契約者は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面の明示による通知を受け取った場合は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に従って保険料を払い込まなければなりません。

### 第4条（通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に記載すべき事項）

(1) 通知書または契約確認画面には、次に掲げる事項を記載するものとします。

① 保険料およびその払込期限

ア. 一時に払い込む場合の保険料およびその払込期限

イ. 分割して払い込む場合の第1回分割保険料およびその払込期限

ウ. 分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料およびその払込期日

② 払込機関

(2) 申込書兼確認書には、次に掲げる事項を記載するものとします。

① 保険料およびその払込期限

ア. 一時に払い込む場合の保険料およびその払込期限

イ. 分割して払い込む場合の第1回分割保険料およびその払込期限

ウ. 分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料およびその払込期日

② 払込機関

③ 当社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項

④ 保険契約者は、申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当社の発送日より14日以内に当社に返送するものとする旨の注意事項

(3) 契約確認画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に適用される他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。

### 第5条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時

（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注） 保険証券または保険契約証にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

### 第6条（保険料不払いによる保険契約の解除）

(1) 当社は、通知書、申込書兼確認書または契約確認画面に記載された保険料（注）の払込期限までに払い込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。

(2) (1)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第7条（保険料分割払契約に適用される特約）

保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、家族傷害保険保

保険料分割払特約（一般用）を適用します。ただし、この特約と抵触する規定は適用しません。

## 第8条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の保険期間の末日の属する月の前月10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
- (3) 継続契約における当会社の保険責任は、第5条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

## 第9条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料（注）は、保険証券等記載の金額とします。  
（注）保険料を分割して払い込む場合には、分割保険料をいいます。
- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、保険期間満了日の午後4時までに、当社が保険契約者に通知する保険料払込方法により払い込むものとします。
- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、当社が通知する保険料払込方法により払い込むものとします。

## 第10条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、前条（2）の保険料について、保険期間満了日の午後4時以後もその払い込みを怠った場合は、当会社は、保険期間満了日の午後4時以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、前条（3）の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払い込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第11条（継続契約の保険料不払による解除）

- (1) 保険契約者が、第9条（継続契約の保険料および払込方法）（2）の継続契約の保険料払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が、第9条（継続契約の保険料および払込方法）（3）の継続契約の第1回分割保険料について、その保険料を払込むべき払込期日後1ヶ月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (3) (1) および (2) の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

## 第12条（継続契約に適用される制度・料率等）

この保険契約に適用した制度、料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度、料率等（注）が改定された日以後第8条（保険契約の継続）（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度、料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

## 第13条（継続契約に適用される特約）

第8条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

## 第14条（継続契約の告知義務）

- (1) 第8条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第14条（告知義務）の規定の適用については、同条（1）、（2）および（3）②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条（1）、（2）および（3）③から⑤の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券に記載された事項」と、同条（3）⑤の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条（3）⑥の規定中「保険契約締結時」とあるのは「保険契約継続時」とします。ただし、保険証券記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかった場合には、当会社は、普通保険約款第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定に準じ保険金を削減して支払います。

## 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

アクサダイレクト ホームページ

**[www.axa-direct.co.jp](http://www.axa-direct.co.jp)**

カスタマーサービスセンター

**0120-974-297** (通話料無料)

受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日も含む)

事故の受付

**0120-936-508** (通話料無料)

受付時間 9:00 ~ 20:00

(土・日・祝日も含む (12/31 ~ 1/3を除く))

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13